

長崎市立山里小学校「いじめ防止基本方針」

1 概要

<目的>

国・県・市の基本方針を受け、いじめ防止に向けた本校の基本方針を策定し公表するものであり、その目的は、学校、保護者、地域が一体となって、心身に重大な影響を及ぼすいじめから児童を守り育てるとともに、児童が安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにすることにある。

「いじめは人として絶対に許されない」との意識を学校全体で共有し、本校教育目標の具現化に向けた取組を学校、保護者、地域の連携のもとで推進する。

<学校教育目標>

「やさしさと思いやりで、笑顔がいっぱい」
～認め合い、励まし合い、ステップアップ 山里っ子～

<めざす子ども像>

や・・・やさしく思いやりのある子ども
ま・・・まわりのことを考えて行動する子ども
ざ・・・最後までやり通すたくましい子ども
と・・・友達と共に学び、認め合う子ども

いじめ対策委員会

- いじめの防止や早期発見についての協議
- いじめ発生時の対応協議、役割分担
 - ・校長 ・教頭 ・教務主任
 - ・生活指導主任 ・担任 ・学年主任 ・養護教諭
 - ・特別支援コーディネーター ・児童支援

<専門家・外部関係者>

- 日常的な相談、助言
 - ・スクールカウンセラー
 - ・スクールソーシャルワーカー
 - ・主任児童委員
 - ・警察スクールサポーター

<子どもを守るネットワーク>

- 定期的な情報交換会の開催
- いじめ発生時の対応協議
 - ・PTA会長 ・PTA副会長
 - ・学校評議員 ・自治会長
 - ・民生委員 ・少年補導委員（市）
 - ・少年補導員（警察） ・地元交番

<関係機関>

- いじめ発生時の連携
 - ・長崎市教育委員会
 - ・浦上警察署
 - ・市子育てサポート課
 - ・県子ども女性障害者支援センター

<児童会など>

- 日常的な啓発活動の取組
 - ・共遊
 - ・代表委員会
 - ・平和学習
 - ・人権学習
 - ・学級活動

2 いじめ問題への取組

いじめの定義

定義 いじめ防止対策推進法から抜粋

第2条「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が苦痛を感じているものをいう。

定義に基づくいじめの判断

- ①個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立っていじめ対策委員会で行う。
- ②いじめには、多様な態様があることに留意し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- ③いじめの被害にあっている児童が、いじめ被害を否定する場合が多々あることを踏まえて対応する。
- ④いじめの認知は特定の職員のみにも頼ることなく、いじめ対策委員会において協議するなどして行う。
- ⑤「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童と何らかの人間関係を有することを指すこと、また、直接接点がない関係であってもいじめの加害者と被害者という立場になる場合もあるということを理解した上で対応する。
- ⑥「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことであり、具体的には次のア～キのような態様を指す。又、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、慎重に事情を確認し、当該被害児童の感じる被害性の程度に関係なく、いじめに該当するか否かを判断する。

「心理的な影響」

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ SNSなど、インターネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

「物理的な影響」

エ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

オ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

カ お金や持ち物をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌だと感じることや恥ずかしいと感じること、危険なことをされたり、強要されたりする。

等

- ⑦インターネット上で誹謗中傷があった場合、その解消に向けて家庭（保護者）と情報を共有し、協力 を求めるとともに、必要に応じて関係機関に相談するなどの対応を行う。

いじめの理解

次のことを理解した上で、指導をしていく

- ①いじめは、どの児童にも、どの学校、学級でも起こりうるものである。
- ②いじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ③学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「群衆」や「傍観者」的な存在の児童もいることを認識し、集団全体にいじめを容認しない雰囲気を作っていく。そのためにどのような行為がいじめ行為となるのかについては、明確に説明・指導していく。
- ④いかなる理由があろうともいじめは許されないことであり、被害児童に非があるものではない。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に大きな危険を生じさせる。
- ⑥加害児童に悪意がない、故意によるものではない、個人の特性からの言動による場合でも、被害児童が心身に苦痛を感じている場合は、いじめと捉える。

いじめ防止にむけての基本姿勢

（基本理念）

- 「いじめられても仕方がないものなど一人もいない」という基本理念をとる。そのためいじめをさせない、いじめを許さない、目の行き届かない場所と時間をなくすという指導方針を徹底する。

（認識と対応）

- いじめは「どの子にも起こりうる」「どの子どもも被害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という認識に立ち、児童生徒の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携を推進する。

（日常の取組）

- 未然防止として、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることが、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。

（早期発見と関係機関）

- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもといじめの正確な認知を推進する。

（人権意識と道徳心の涵養）

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、児童の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。

（取組の評価）

- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教職員評価にあたっては、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

いじめの防止

〇いじめについての認識（感度）を高める

- ① 一人で問題を抱え込み、教職員の不適切な認識や言動が、児童や保護者を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、多くの職員が関わる組織的な指導体制を確立する。そのために、いじめの態様や特質、原因、具体的な指導などについて、同学年会や職員連絡会、いじめ対策委員会などで情報を共有し、平素から全ての教職員の共通理解を図る。
- ② 教師のための研修を実施し、まずは教職員自身がいじめにあたる行為について、具体的に理解するとともに、観察力、対応力、指導力等を向上させる。
- ③ 児童に対して、全校集会や学年集会、学級活動などで、管理職や学級担任などが日常的にいじめの問題に触れ、児童のいじめに対する理解や「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ④ 保護者や地域社会に対して、「いじめ防止基本方針」や「学校全体でいじめ防止のために取り組んでいること」を、文書やホームページ等により周知していく。

〇いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 道徳教育や人権教育の充実を図ることにより、道徳的実践力や人権意識、生命尊重の意識を高めていく。
- ② 読書活動・体験活動（体育的・文化的行事を含む）などの推進を図ることにより、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分と他人の存在を等しく認め、互いに人格を尊重する態度を養う。
- ③ 学級活動の時間に、全クラスいじめ防止やいじめの理解につながるような資料を活用しながら、「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない」という児童の意識や学級の雰囲気を高めていく対話型の指導を行う。
- ④ 平和教育のカリキュラムを見直し、対話型の授業を通して、より身近な生活から平和を創り上げていこうとする態度を育てていく。
- ⑤ 児童会で決めた「認め合い、励まし合い、ステップアップ山里っ子」のスローガンを意識させ、具体的な取組を通して、自分たちで「やさしさと思いやりで笑顔がいっぱい」の学校をつくっていきけるようにする。

いじめの早期発見

- ① 児童の表情や言動をきめ細かに観察するとともに、日頃の観察や本人、保護者、周囲の関係者からいじめと思われる兆候をつかんだ場合には、自己判断することなく、同学年や管理職にその情報を伝え、早い段階から複数の教職員で指導することができるようにする。
- ② 毎月や学期末のアンケート、定期的な個人面談を実施し、実態把握に努める。いじめの疑いがある情報をつかんだ場合には、被害の実態を把握するための聞き取りやアンケート調査などを積極的に行い、情報収集やいじめ行為の抑止に努める。
- ③ アンケートに、自分のことだけでなく、いじめと思われる他人の言動を記入できる欄を設けたり、教職員が児童と共に活動したり遊んだりすることによって、様々な情報の収集に努める。
- ④ いじめを疑われるような事実を把握したり、児童からの相談があったりした場合、速やかにかつ、継続的に保護者と連絡を取り合い、情報の収集と共有に努める。
- ⑤ いじめや友達関係などで思い悩んでいる声を取り上げるために、「相談箱」を設置したり、スクールカウンセラーの存在を周知したりすることで、児童が相談しやすい環境を作り、細かな悩みや問題の早期発見に努める。
- ⑥ 保護者に対しても、いつでも相談しやすい人（担任や学年主任、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、教頭、教務主任など）を選び、気軽に相談してよいことを伝える。

いじめの認知

- ① いじめ対策委員会において、いじめの認知に関する消極姿勢や漏れがないかを十分に確認し、積極的な認知を心掛ける。
- ② いじめの認知に当たっては、被害・加害児童の日頃の言動や特性等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにする。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにする。

いじめに対する措置

○いじめを発見した場合、特定の教員で抱え込んだり、自己判断したりせず、速やかに周囲の教員や管理職に伝え、組織的に対応する。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止めさせ、まずは当事者から話を聞く。
- ② 児童や保護者などから被害の相談や訴えがあった場合、共感的な姿勢で傾聴し、細かなことであってもいじめの兆候として捉え、対応する。
- ③ いじめを発見したり、相談を受けたりした教職員は、独断で判断せず、速やかに同学年や管理職に連絡・相談する。
- ④ 連絡・相談を受けた管理職は、ただちに「いじめ対策委員会」を開き、関係職員と情報を共有するとともに、今後の対応を協議する。その後は、この組織が中心となり、関係児童から事情を聞き出すなどして、いじめの解消に向けた取組を進める。
- ⑤ 被害児童に対するいじめ被害についての聞き取りは、担任任せにならないようにし、被害児童が安心できる教職員（複数対応）でしっかりと話を聞く。その際、被害児童にも問題があるという考えをもつことなく傾聴に徹し、事実関係を確実に記録しておく。
- ⑥ 加害児童への聞き取りで、いじめの事実の有無が確認された場合、「いじめ対策委員会」で協議し、その後の指導や再発防止に向けた取組を組織的に進める。
- ⑦ いじめに対する指導にあたっては、複数で対応し、まずはしっかりと事実を確認し、被害児童の気持ちに思いを寄せながら、加害児童に何がいけなかったのかをきちんと考えさせる。（安易に謝罪や責任を問うようなことはしない。）
- ⑧ 被害児童の保護者には、事実確認ができれば、速やかに保護者にその内容を伝え、学校としての指導方針などについて説明する。さらに、被害児童が安心して登校し、学校生活を送れるような体制についても伝える。
- ⑨ 加害児童の保護者には、事実確認後、迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と家庭が連携して対応していけるように協力を求める。さらに、被害者側への誠意ある対応を示された場合には、被害者側に確実に伝えるようにする。
- ⑩ いじめを傍観していた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、誰かに伝えるなど何らかの対応ができなかったのか深く考えさせることで、再発防止の一助とする。はやし立てたり同調したりした児童に対しては、その言動がいじめを助長し、いじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめの解消の判断

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ② いじめにかかる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。
- ※ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

重大事態発生時の取組

【いじめ重大事態について】 ※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

○調査を要する重大事態の例

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・いじめを起因とする転校を余儀なくされた場合
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
 - ※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。
- ③その他の場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
 - ※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
 - ※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

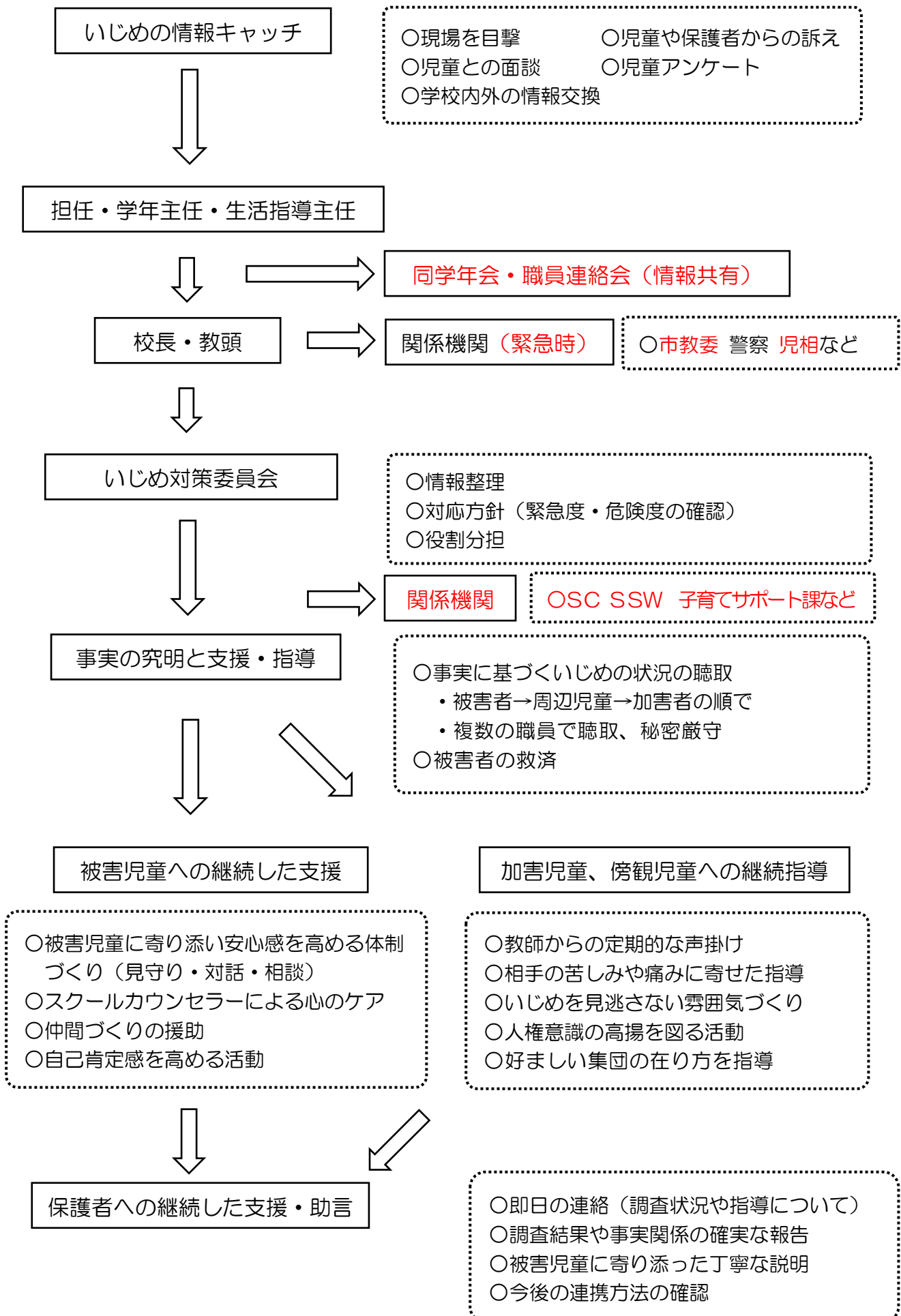
【具体的な取組】

- ① 長崎市教育委員会へ迅速な報告を行う。 学校 → 市教育委員会 → 市長
- ② 浦上警察署等の関係機関へ通報し、適切な援助を求める。
- ③ 学校または教育委員会の主体で詳細な調査を行い、事実関係を把握する。
- ④ 調査結果について、速やかに報告を行う。 学校 → 市教育委員会 → 市長
- ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、進捗状況や調査結果を説明する。
- ⑥ 市長による再調査がある場合はそれに協力する。
- ⑦ ネット上不適切な書き込み等はただちに削除し、関係機関と連携する。

【調査を行う組織】

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

3 いじめが発生した場合の対応



4 いじめチェックリスト

< 学校 >

- からだや体調
 - ・衣服の汚れ、破れ
 - ・あざ
 - ・保健室、職員室への頻繁な出入り
- しぐさや態度、表情
 - ・おどおどした様子
 - ・暗い表情
 - ・視線を合わせない
 - ・ぼんやり
- 友達との関係
 - ・人への気づかい
 - ・人のいいなり
 - ・交友関係の変化
 - ・嫌なあだ名
 - ・隣の席にだれも座らない
- 生活面
 - ・納入金の滞納
 - ・持ち物隠し
 - ・机、かばんが荒らされる
 - ・実名やあだ名での落書き
 - ・学級写真の顔へのいたずら
 - ・何度も当番活動を行う
 - ・欠席、遅刻、早退の増加

< 家庭 >

- からだや体調
 - ・腕や足を隠して見せない
 - ・登校時に体の不調を訴える
- 服装
 - ・ボタンがとれている
 - ・服装の乱れ
 - ・衣服の汚れ
- 持ち物
 - ・筆箱、かばん等の破損
 - ・持ち物が頻繁に紛失、破損
 - ・ナイフの持ち歩き
- 金銭
 - ・金遣いの荒さ
 - ・金をねだる
 - ・金品の持ち出し
- 生活面
 - ・学習意欲の低下
 - ・忘れ物の増加
 - ・家族との会話の減少
 - ・部屋への閉じこもり

5 年間活動計画（研修計画も含む）

月	指導内容				
4	・学校教育目標について（始業式） ・いじめ防止基本方針の共通理解（生活指導全体会） ・配慮を要する児童の情報交換（生活指導全体会） ・いじめ行為や構造について児童への説明（学年集会、学級活動） ・心の時間アンケート→個人面談（気になる児童）	同学年会・職員連絡会での情報共有	いじめ対策委員会の開催	より身近な生活から平和を（対話型の授業実践）	「認め合い 励まそうい ステップアップ 山里小」を意識した児童会の取組
5	・心の時間アンケート→個人面談（気になる児童）				
6	・学校生活アンケート→個人面談（全員） ・長崎っ子の心を見つめる教育週間（道徳公開授業） ・民生児童委員との情報交換（懇談会）				
7	・保護者面談 ・心の時間アンケート→個人面談（気になる児童）				
8	・平和祈念集会 校長講話 ・同一中学校区校の情報交換 ・いじめに関する研修（教職員対象）				
9	・心の時間アンケート→個人面談（気になる児童）				
10	・心の時間アンケート→個人面談（気になる児童）				
11	・平和週間 平和祈念式 ・学校生活アンケート→個人面談（全員）				
12	・人権集会 ・心の時間アンケート→個人面談（気になる児童）				
1	・心の時間アンケート→個人面談（気になる児童）				
2	・学校生活アンケート→個人面談（全員）				
3	・次年度引継ぎ資料作成				

6 様々な相談機関

教育研究所相談機関	0120-556-275	こども・女性・障害者支援センター	844-5132
子ども総合相談 (子育てサポート課)	822-8573	子ども・家庭110番	847-1117
	825-5624	ヤングテレホン	0120-78-6714
親子ホットライン	0120-72-5311	こどもの人権110番	0120-007-110
こころの電話	847-7867	長崎いのちの電話	842-4343